

○国土交通省告示第四百六十一号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の七第一項において準用する同令第九十四条第一項第七号及び第九号の規定に基づき、無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第千四百四十二号）の一部を次のように改正する。

令和元年八月二十三日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示</p> <p>1 航空法施行規則（以下「規則」という。）<u>第二百三十六条の七</u>第一項において準用する規則第九十四条第一項第七号の告示で定める物質及び物件は、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第九千九十四号）<u>第一条</u>の二各号に掲げるものとする。</p> <p>2 規則<u>第二百三十六条</u>の七第一項において準用する規則第九十四条第一項第九号の告示で定める物件は、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）別表第1の品名の欄に掲げるもの（分類番号が9のものに限る。）とする。</p>
改正前	<p>無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示</p> <p>1 航空法施行規則（以下「規則」という。）<u>第二百三十六条の五</u>第一項において準用する規則第九十四条第一項第七号の告示で定める物質及び物件は、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第九千九十四号）<u>第一条</u>の二各号に掲げるものとする。</p> <p>2 規則<u>第二百三十六条</u>の五第一項において準用する規則第九十四条第一項第九号の告示で定める物件は、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）別表第1の品名の欄に掲げるもの（分類番号が9のものに限る。）とする。</p>

附 則

この告示は、令和元年九月十八日から施行する。

